

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p>	<p>行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※1）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※2）も行っていないかった。</p> <p>（※1）様式1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）様式2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>施設名：大阪府立男女共同参画・青少年センター</p> <table border="1" data-bbox="575 684 1558 873"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>許可目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>25.36㎡</td> <td>ESCO事業の実施</td> <td>637,120円※</td> <td>R3.4.1~R4.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公有財産規則第29条に基づく減額後の使用料318,560円</p>	種別	許可数量	許可目的	使用料	許可期間	建物	25.36㎡	ESCO事業の実施	637,120円※	R3.4.1~R4.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【公有財産事務の手引】</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 公有財産事務の概要</p> <p>第2 公有財産の管理体制</p> <p>3 部局長等（財産管理者）の職務</p> <p>(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。</p> <p>④ 使用・貸付状況の確認</p> <p>行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> </div> <p>【平成30年3月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】</p> <p>1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。</p> <p>2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。</p> <p>3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>	<p>速やかに実地調査を行った後、チェックリストを作成し、財産活用課長への報告を行った。</p> <p>再発防止に向け、行政財産の使用許可に係る適正な手続について、課内に周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、基準日に実地調査を行う。</p>
種別	許可数量	許可目的	使用料	許可期間									
建物	25.36㎡	ESCO事業の実施	637,120円※	R3.4.1~R4.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年6月3日から同月22日まで）